

JRIS 一問一答



日本総研

The Japan Research Institute, Limited

グループ

一問一答【2009】12号

2009年8月2日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

法律顧問 吳菊華

e-mail : gokikuka@jris.com.cn

URL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-50451677 fax : 021-50546122

質問：

弊社は増資のため投資総額及び登録資本金の変更申請を行いました。最終的に工商行政管理局において変更登記手続きを行う必要がありますが、批復（審査部門よりの批准するという回答書）にある「一ヶ月以内に登記手続きを行わなければならない」との期限を超過してしまう場合、審査・批准手続きをやり直す必要はあるのでしょうか。

回答

2006年4月24日、国家工商行政総局、商務部、税関総署及び国家外貨管理局が共同で、《外商投資会社の審査批准登記管理において法律適用に係る若干問題の執行意見》（以下《執行意見》という）を公布し、外商投資会社の審査・批准及び登記に関する法律適用の執行意見を明確にしています。

《執行意見》第12条では、「外商投資会社の変更登記を申請する期限は《公司登記管理条例》の規定に合致しなければならない。法律、行政法規の規定又は国务院により、公司及公司登記事項の変更登記が行われる前に審査・批准が必要とされる場合、審査・批准機関から批准を得た日から30日以内に変更登記を行われなければならない。期限が過ぎた場合、申請人は元の審査・批准機関において批准文書の効力を確認してもらうか改めて審査・批准の手続きを行う必要がある。」と規定しています。

外商投資企業の増資はそれぞれの実施条例（または細則）¹に基づき、審査・批准機関による審査・批准を経なければなりません²。そのため、貴社が工商行政管理機関において投

¹ 1995年9月4日公布・施行する《中国人民共和国中外合作经营企业法实施细则》、2001年7月22日改正・施行する《中華人民共和国中外合弁经营企业法实施条例》及び2001年4月12日に改正・施行する《中華人民共和国外資企業法实施细则》があります。

² 《中華人民共和国中外合作经营企业法实施细则》第11条は、「合作経営期間内、合作企業の協議、契約または定款に重大な変更がある場合、審査・批准機関により批准を得なければならない」とあいまいな表現で規定していますが、《中華人民共和国合弁经营企业法实施条例》第21条及び《中華人民共和国外資企

資総額及び登録資本金の変更登記を申請する際は、審査・批准機関から取得する批復及び批准証書を提出しなければなりません。しかし増資の場合は、批准文書を取得して工商行政管理機関に登記手続きを行う前に、増資資金の入金ができるように、外貨管理局に資本金の外貨入金枠を変更してもらい、増資資金の20%を出資済みの験資報告書をあらかじめ取得しなければならず、この時期により工商行政管理機関への申請時期が左右されます。一連の手続きが批復の指定する一ヶ月以内に完了できない場合、貴社は変更登記を申請する際、《執行意見》に従い、批准文書の効力を確認してもらるか、最初から審査・批准をやり直すことになると思われます。

実務上、批復を取得してから3ヶ月以内に工商行政管理機関に登記を申請する場合、批准文書の効力を確認してもらえば済みますが3ヶ月を超えた場合、審査・批准手続きを改めて行う必要が出てきます。上海市の場合、批復がおりた日より3ヶ月以内³に工商登記を申請する場合、その申請する日の前日に⁴、批復及び《申請書》（登記申請の遅れる理由及び批復の期間延長の要望の内容を含む）を持参して批復をおろす機関（商務委員会または商務部門員会）において批復の期間を延長し批准文書の効力確認を得ることができます。また、工商行政管理機関は、審査・批准機関により効力を確認された批准文書で、登記申請を受理することができます。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。

業法実施細則》第22条では、登録資本金の増加は、審査機関の審査・批准を経なければならないと明確に定めています。

³ 上海市外資審査・批准機関の関係者によりますと、「正当な理由がある場合、3ヶ月を超えても申請さえすれば批復の期間を延長し、批准文書の効力確認ができる」とのことです。また、登記申請が一ヶ月を超えたため、商務部門（または商務部門員会）商務部門改めて審査・批准手続きを最初からやり直すという例はきわめて珍しいといわれています。

⁴ 批復は通常一回しか期間を延長してもらうことができず、また延長期間もせいぜい一週間程度にすぎないため、登記申請資料が具備しかつ登記を申請する日時が確実に決められるとき、商務部門（または商務部門員会）商務部門において批復の期間延長を申請するのが望ましいと思われます。